令和５年１１月２１日（火）　　場所　議会応接室

〇出席議員

議長	髙柳貴美代	公明党	山口　智之
副議長	青木　淳子	日本共産党	住友　珠美
自由民主党	石井　伸之	新しい議会	藤江　竜三
社民・ネット・風	藤田　貴裕		

◇

〇欠席議員

公明党	香西　貴弘

◇

〇議会事務局職員

議会事務局長	内藤　哲也
議会事務局次長	古沢　一憲
（併）行政管理部主幹	

◇

〇協議事項

◎議長挨拶

議題１．会議録検索システムについて

２．令和５年第４回定例会の議事運営について

３．議会の個人情報保護条例について

午後１時２９分開会

◎議長挨拶

○【髙柳貴美代議長】　皆様、こんにちは。いろいろなイベントや定例会前の一般質問の御用意などで大変お忙しい中、会派代表者会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日は多くの議題がございますので、皆様の御協力を頂きまして進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今日は香西代表に代わりまして、山口議員に出席していただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより会派代表者会議を開きます。

――――――――――――――――――――――――　◇　――――――――――――――――――――――――

議題１．会議録検索システムについて

○【髙柳貴美代議長】　議題１、会議録検索システムについてです。これにつきましては、前回の会議で会議録検索システムに何年分をシステム化していくのかということを会派に持ち帰りいただき協議していただくことになっておりましたので、各会派のお考えをまずは発表していただきたいと思います。お願いいたします。石井代表、お願いいたします。

○【石井伸之議員】　自民党と致しましては、今、議会のほうの議事録が最大で平成15年の第１回定例会から掲載されているということを考えますと、委員会記録のほうも最大遡って20年と考えております。では来年度、どこまで行けるのかという部分なんですけれども、まずは単年度やってみないと分からないという部分がありますので、まずは１年度分、令和６年度につきましては実施をして、その後、できるだけ早く20年に向けて実施をしていっていただきたいと思います。これは予算との兼ね合い、また、財政当局との兼ね合い等もありますので、何年後に20年まで到達するかという部分につきましては、このあたりはまた議会事務局として財政当局との連携、調整の中で、どうなんでしょうね、三、四年とか、四、五年後ぐらいには、何とか20年というところまで到達できればなと考えております。その点につきましては、あまり厳しいことを言うと、議会からの圧力と言っては変なんですけれども、議会だから何でも通るのかということはあまりよくないと思いますので、その辺りは財政規律ともしっかりと連携というか、周りとの調整というものもあります。その辺りをしっかりと周囲を見定めた中で実施をしていただきたいと考えております。以上です。

○【山口智之議員】　公明党と致しましても、今の自民党さんと同じように、本会議に合わせて20年をというところ、これはでも目指すべきところかと思っています。といいますのも、20年になると予算が相当かかるということなので、また、１年に20年分ぼんとできるというわけではないというようなお話も頂いています。そこは現実的な考えに立って、20年は目指しますけれども、まず、１年分の予算はたしか上がっていたかと思いますので、それを執行した上で、その上で20年を目指しながら、何年かかるか、石井議員が言っていたように、少しずつやっていくというのが現実的かなと思いますし、市民の皆様からのニーズがすごくあるというのだったら、すぐやらなければいけないかと思います。けれども、そういったお声もまだ頂いていないような現状なので、そこは現実的な対応でやっていただければと思っております。

○【藤江竜三議員】　事務局に確認したいんですけれども、20年なり10年なりを行うことによって、ある程度スケールメリットとかはあるのか。それとも特になく、単年度で積み上げて計算していくのか。もう一度ちょっと確認しておきたいんですけれども。

○【内藤議会事務局長】　御説明します。結論から申しますと、少ない年度の１年、２年と10年、20年というところでスケールメリット的な要素はございません。基本的に毎年インターネットを配信していただく基本の委託料に１年当たりどれだけの量の会議録を載せていただくか、移していただくかというような委託の料金がかかるということですから、１年分でも10年分でも基本の料金は変わりませんので、何年分委託料をかけて載せていただくかというところの差異になります。ということになります。よろしくお願いします。

○【藤江竜三議員】　そういったことでありますので、私としては、他市等のお話とかも伺う中で、長いスパンを載せたほうがいいだろうと考えております。そうなりますと、ある程度下準備ができているとか、データ化されているといったお話もあったようなことなので、20年前後がよいのではないかと考えております。

そして、やはり財政的な問題もありますから、そこは予算当局ともしっかり調整しながら、どれぐらいのスパンで行うのがいいのか、事務局のほうで調整していただいて、長いスパンを目指して、議会として取り組んでいければよいと考えております。

○【髙柳貴美代議長】　藤江代表、今、長いスパンということで20年前後というふうな、20年ということでよろしいですか。

○【藤江竜三議員】　20年で、それに達する期間はお任せしますよという。

○【髙柳貴美代議長】　ということですね。了解いたしました。ほかにいかがですか。お願いします。

○【住友珠美議員】　共産党としましても、今、藤江代表がお聞きになったとおり、スケールメリットがないということでありますし、最大限私たちも載せたほうがいいんじゃないかということで、20年がよろしいのではないかと考えております。

それから期間です。予算のこともありますが、たしかこれ陳情が出されて採択になった話だったと思うので、ある一定、市民の皆様にとってみても、早い段階で長いスパンというんでしょうか、検索がしやすい環境を整えていくことは大事かなと考えております。その点については予算が絡んでくることですから、議会事務局とも相談しながらやっていったらどうかなと思いますけれども、取りあえず期間としては20年と思っております。

○【藤田貴裕議員】　検索については、できれば20年間検索できるようになればいいのかなと思います。スケールメリットがないということだったら、財政状況を見ながら、うまい具合にやっていただくのがいいんじゃないでしょうか。取りあえずは新年度、１か年分から始めればよろしいんじゃないでしょうか。

○【髙柳貴美代議長】　ありがとうございます。今、皆さんにお話を伺いましたところ、期間としては、皆さん、本会議に倣って20年ということで一致していたかと思います。スケールメリットというのが事務局のほうでお答えいただいたように、それはないということであるので、20年を目指して、取りあえずは１年、陳情を受けてのことですから、いち早く取り組むことが必要かと思われる。１年分の予算を組んでいるということなのでそれで、その後は、期間は何年というのは定められないけれども、財政面をしっかりと考えて、また当局との話合いもしっかりと事務局でしていただいた上で、なるべく早い段階でそれができるようにということでほとんど一致していたかと思うんです。よろしいでしょうか。確認させていただいてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

あと、実施計画についてもこの間、今まとまったんですが、実施計画について、当局に聞いていた

だいたので、局長、お願いします。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】　すみません、お話が前後してしまうこともありますけれども、実施計画につきまして財政当局とお話をさせていただいて、基本的にこの事業は実施計画の対象になるということでしたので、前回、１年分の予算は確認を頂いたところですので、事務局としまして、事務的に財政当局のほうに１年分の実施計画を提出させていただいているところでございます。

今のお話をお聞きしまして、来年以降、実施計画、３年もしくは４年ぐらいで20年の予算といいますか、開示できる会議録が載せられるような実施計画を、皆様の今の御意見を反映させた実施計画を提出していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○【髙柳貴美代議長】　ありがとうございます。ほとんど皆様の御意見が一致したところで、そしてまた、事務局のほうでも当局に尋ねていただきましたところ、たとえ１年であっても実施計画というものは出さなければならないということが分かった。それに、この間予算を認めていただきましたので、いち早く事務局のほうでそれを提出していただいているという状況でございます。

皆様のお考えを基に、今後、事務局と致しましても当局としっかりと財政面のことも考慮した上で考えていき、来年度また実施計画については行っていきたいということでよろしいでしょうか、確認させていただきます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

議題２．令和５年第４回定例会の議事運営について

○【髙柳貴美代議長】　続きまして、議題２に入らせていただきます。令和５年第４回定例会の議事運営についてに入りたいと思います。この第４回定例会の議事運営について、前回、第３回定例会の議事運営をそのままに、手持ち資料を今日お配りしているところでございます。御協議していただくに当たり、私のほうからちょっと申し上げたいのは、前回、議事運営について、お一人の会派の皆様にも御意見を頂きたく会派会議を実施いたしました。それを受けて、まだ定まっていない状況なので、ちょっと時間がないところ申し訳ないんですが、できましたらば来週の27日に会派会議を開かせていただければと、私、副議長と相談を致しまして考えているところでございます。

今日のお話を踏まえまして会派会議を開きたいと考えておりますので、今日の会派代表者会議では皆様のお考えを、一定の方向性をお伺いし、会派会議で皆様に方向性を示すことができれば、そのようにまとめた状況でお話合いをしていければよいかなと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。すみません、ちょっと日にちが、定例会の前で本当に申し訳ないんですが、議運の前ではないとと思いまして、27日のできれば午前中の11時ぐらいに開かせていただけないかな……。

ちょっと暫時休憩しましょうかね。暫時休憩にさせていただきます。

午後１時４１分休憩

―――――――――――――――――――― ◇ ――――――――――――――――――――

午後１時５０分再開

○【髙柳貴美代議長】　休憩を閉じて議事を再開させていただきます。

では、御意見を頂きたいと思います。藤田代表、お願いします。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】　第４回定例会の議事運営につきましては、本会議、常任委員会は、第３回定例会のとおりにやっていただくというのが一番今の段階ではいいのかなと。いろいろな御意見がありま

すので、それは丁寧に対応していく必要があると思いますので、本会議、常任委員会は、第３回定例会のとおりでよろしいかと思います。１人会派に議長さんがそのことを丁寧に御説明していただいて、まとまれば、それでよろしいのではないかと思います。

○【石井伸之議員】　我々自民党会派も藤田議員が今発言されたとおり、第３回定例会と同じく第４回定例会の議事運営につきましても、この文面のとおりでお願いいたします。以上です。

○【住友珠美議員】　共産党もこの議事運営、第３回定例会でやったとおりの委員会のとおりでお願いしたいと思いますし、また、いろいろと御意見があると思いますので、議長のほうから申し訳ございませんが、１人会派のほうにも御意見を聞いていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○【藤江竜三議員】　第４回定例会の議事運営については、この紙面のとおりでよいかなと考えています。会派会議という御発言もありましたけれども、今回は日程のこともございますし、取りあえず暫定的という形が続いておりますけれども、これを踏襲していくということで進めていくことが、時間的なことを考えて現実的なのではないかと考えております。

○【山口智之議員】　公明党と致しましても、第４回定例会の議事運営については、第３回と同様にということで昨日もお話をしてまとまっております。今までどおり、どれが今までどおりかというところもなかなか難しいところで、コロナ禍の対応から明けたところで、正解が今ちょっと分からないのかなというところも昨日も話合いの中でありまして、まずは日程的問題もありますし、第３回と同様な運営をしていただければと思っております。以上です。

○【髙柳貴美代議長】　ありがとうございます。皆様から御意見を頂きました。皆様の御意見を伺いましたところ、第４回定例会の議事運営については、第３回定例会の運営方法で暫定的に了とするということで一致したかと思います。その上で、１人会派の皆様の御意見を尊重するという意味で私のほうから皆様の御意見を伺った上で、それでまとめていただきたいということで、会派会議を開く前にそこでまとめるべきだという御意見も一致したかと思いますが、それで確認させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、そのような形にさせていただきたいと思います。

――――――――――――――――――――――――　◇　――――――――――――――――――――――――

議題３．議会の個人情報保護条例について

○【髙柳貴美代議長】　続きまして、議題３、議会の個人情報保護条例についてに入ります。これについては改選がありまして、少し時間がたっておりますので、ここで事務局から御説明をお願いしたいと思います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】　それでは、御説明させていただきます。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の３本の法律が新個人情報保護法に統合され、議会は地方公共団体の機関から除外されておりますので、各市議会における個人情報保護に関する条例の制定など、その取扱いにつきまして、適切な対応を図る必要があるというところでございます。

国立市議会では、令和５年２月の会派代表者会議において、お配りしてあるとおり、国立市議会個人情報の保護に関する方針を定めました。その中で５に、令和５年５月以降、その保有する個人情報の保護等に関し、条例を定める等の措置を取るものとするとあることから協議を頂くものでございます。

現状を御説明しますと、多摩地域26市の状況は、こちらもお配りしてありますが、25市におきまして、令和４年度中に個人情報に関する条例を制定しているところでございます。また、実施している25市の中で24市が全国市議会議長会の個人情報保護条例の例に準拠しているというところでございます。残る１市のほうは事業者の条例案に準拠しているとのことでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【髙柳貴美代議長】　ありがとうございました。ただいま議会事務局長から説明があったとおり、多摩26市中の25市で条例が制定されているという状況があるということが分かりました。そのうちの24市は全国市議会議長会作成の条例例に準拠している。１市につきましては、例規支援等を行う事業者が作成した案に準拠しているということが分かったところでございます。これについて、皆さん、今の時点での御意見などございましたらばお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。（「ちょっと質問を」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。藤田議員。

○【藤田貴裕議員】　最後のページの会派代表者会議資料№14ですけれども、「全国市議会議長会作成の条例（例）に準拠」というのは、どこまで準拠しているのでしょうか。各市が全部一致しているのでしょうかね。それともちょっと○○○というところが変わっているのか。その辺を説明していただいてよろしいですか。

○【内藤議会事務局長】　すみません、細かく、詳細までは把握をできていないところですけれども、お話を聞いた限りでは、基本は当然全国市議会議長会の例そのままのところももちろんございますし、その中で少し、一部といいますか、変えて独自の条例ということをしている市もあるというふうには聞いているところでございます。以上でございます。

○【髙柳貴美代議長】　ほか、いかがですか。よろしいですか。――ちょっとここで暫時休憩にさせていただきます。

午後１時５８分休憩

――――――――――――――――――――――――――――◇――――――――――――――――――――――――――――

午後２時１２分再開

○【髙柳貴美代議長】　休憩を閉じて議事を再開いたします。

暫時休憩中にも皆様に熱心な協議を頂きました。それでは、本日は、全国市議会議長会の個人情報保護条例例に準拠した形でと議長は考えておりますので、この条例例をメールにて皆さんにお送りしていただき、それと国立市の条例をホームページなどで確認していただき、各会派で御協議を頂きたいと思います。今日のところはお持ち帰りいただいてということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

では、最後にお知らせを１点させていただきます。前回の会議で御確認いただきました今年度の研修についてでございます。廣瀬和彦先生とこのたび議会事務局長が協議をしていただきまして、調整がつきました。先生はとてもお忙しくて、１月12日の金曜日10時から、これは仮ですが、本題はこれから考えますが、議会運営の基本についてという内容で予定をしております。本日この後、控室にお知らせを通知させていただきますので、会派の皆様にお伝えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。大丈夫ですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◇

○【髙柳貴美代議長】　それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。皆様の御協力を頂きまして、短時間で協議を済ませることができました。誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後２時１４分閉会